

返 戻 金 制 度

求職者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、3か月未満に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、弊社は、求人者に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、求人者の求職者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に求職者が一身上の都合にて退職した場合には、弊社は求人者に紹介手数料を返還しないこととする。また、求職者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、求職者が、上記等の理由以外で専ら求人者の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返戻は、行なわないものとする。

退職期間	返戻金の額
入社後 1 か月未満の場合	本件報酬の 50%
入社後 1 か月以上 2 か月未満の場合	本件報酬の 30%
入社後 2 か月以上 3 か月未満の場合	本件報酬の 10%

許可番号 1 4 - ユー 3 0 1 4 6 9

事業所の名称及び所在地 株式会社アミーゴ

神奈川県横浜市磯子区森三丁目 1 8 番 2 5 号ニイヤビル 1 階